

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	41	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	42	許認可等の内容	組合員による総会召集の承認	
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律						
(組合員による総会召集)						
第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会召集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。						
(臨時総会の招集)						
第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。						
2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。						